

# ○療養介護サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
イ 療養介護サービス費	(1)療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下 (974単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100
		(二) 定員41人以上60人以下 (948単位)									
		(三) 定員61人以上80人以下 (900単位)									
		(四) 定員81人以上 (861単位)									
	(2)療養介護サービス費(Ⅱ)	(一) 定員40人以下 (710単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100
(二) 定員41人以上60人以下 (674単位)											
(三) 定員61人以上80人以下 (625単位)											
(四) 定員81人以上 (595単位)											
(3)療養介護サービス費(Ⅲ)	(一) 定員40人以下 (561単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100	
(二) 定員41人以上60人以下 (532単位)											
(三) 定員61人以上80人以下 (502単位)											
(四) 定員81人以上 (481単位)											
(4)療養介護サービス費(Ⅳ)	(一) 定員40人以下 (452単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100	
(二) 定員41人以上60人以下 (416単位)											
(三) 定員61人以上80人以下 (385単位)											
(四) 定員81人以上 (366単位)											
(5)療養介護サービス費(Ⅴ)	(一) 定員40人以下 (452単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100	
(二) 定員41人以上60人以下 (416単位)											
(三) 定員61人以上80人以下 (385単位)											
(四) 定員81人以上 (366単位)											
ロ 経過的療養介護サービス費	(1)経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下 (915単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100
(二) 定員41人以上60人以下 (911単位)											
(三) 定員61人以上80人以下 (882単位)											
(四) 定員81人以上 (846単位)											
地域移行加算 (入院中2回、退院後1回を限度として、500単位を加算)											
福祉専門職員配置等加算											
イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)											
ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算)											
ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)											
人員配置体制加算											
イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (1.7:1)			×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100
(2) 定員81人以上 (1日につき17単位を加算)											
ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (2.5:1)											
(1) 定員40人以下 (1日につき170単位を加算)											
(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき200単位を加算)											
(3) 定員61人以上80人以下 (1日につき224単位を加算)											
(4) 定員81人以上 (1日につき237単位を加算)											
障害福祉サービスの体験利用支援加算 (1日につき300単位を加算)											
集中的支援加算 (月4回を限度) (1回につき1,000単位を加算)											
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×137/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能								
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×135/1,000)									
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×116/1,000)									
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×99/1,000)									
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		(1月につき 所定単位×109/1,000)							
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		(1月につき 所定単位×120/1,000)							
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		(1月につき 所定単位×107/1,000)							
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		(1月につき 所定単位×118/1,000)							
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		(1月につき 所定単位×92/1,000)							
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		(1月につき 所定単位×90/1,000)							
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		(1月につき 所定単位×99/1,000)							
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		(1月につき 所定単位×88/1,000)							
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		(1月につき 所定単位×97/1,000)							
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		(1月につき 所定単位×71/1,000)							
(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		(1月につき 所定単位×71/1,000)									
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		(1月につき 所定単位×69/1,000)									
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		(1月につき 所定単位×78/1,000)									
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		(1月につき 所定単位×90/1,000)									
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×64/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能								
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×47/1,000)									
	ハ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×26/1,000)									
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×21/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能								
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×19/1,000)									
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき 所定単位×28/1,000)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能								